

第8節 芦北町災害時協力事業所登録制度実施要綱

令和5年3月22日

告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、災害等が発生した際又は発生するおそれがある場合において、事業所等が保有する資源を地域の重要な防災力ととらえ、町、事業所等及び地域が連携した防災体制の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 町内に店舗、工場、事務所等を有するもの並びに町内に活動拠点を置くボランティア団体等及びその他の団体をいう。
- (2) 災害 地震、暴風、豪雨その他の異常な自然現象又は地域住民の生命、身体及び財産に危険を及ぼすおそれのある事象若しくは事故その他の町、事業所等及び地域の連携した防災活動が必要と認められる被害をいう。

(登録要件)

第3条 本制度に登録することができる事業所等は、次の各号のいずれにも該当する事業所等とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等でないこと
- (2) 町税等を完納していること
- (3) 前2号に掲げる事業所等のほか、町長が本制度に登録する事業所として適当と認めるもの

(登録手続)

第4条 本制度に登録しようとする事業所等の代表者は、「芦北町災害時協力事業所登録・変更申請書」（様式第1号）及び役員名簿を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めたときは、当該事業所等の代表者に「芦北町災害時協力事業所登録証」（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の交付を受けた事業所等（以下「災害時協力事業所」という。）は、登録の認定を受けた事項について変更が生じたときは、「芦北町災害時協力事業所登録・変更申請書」（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(登録期間)

第5条 災害時協力事業所の登録期間は、登録証の交付の日から当該年度の3月31日までとする。なお、災害時協力事業所から登録の抹消の申出がない場合の登録期間については、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(災害時協力事業所の公表等)

第6条 町長は、災害時協力事業所の名称、所在地等を町ホームページその他の広報媒体を活用して公表することができる。ただし、公表を希望しない災害時協力事業所については、この限りでない。

2 災害時協力事業所は、登録証を施設に掲示等できるものとするほか、災害時協力事業所であることを印刷物等に表示することができるものとする。

(災害時協力事項)

第7条 災害時協力事業所は、次の各号において可能な業務について、自らの判断で地域と連携して協力活動を実施するものとする。

- (1) 一時避難場所等の提供
- (2) 資機材等の提供
- (3) 食糧品、飲料水等の物資の提供
- (4) 初期消火、救出救護、障害物の除去等労務の提供
- (5) その他防災上必要な協力

(協力の要請)

第8条 町長は、前条に規定する事項を災害時協力事業所に協力の要請をしようとするときは、「災害時協力要請書」(様式第3号)により行うものとする。

2 災害時協力事業所は、前項の規定による協力の要請があったときは、その諾否等について、「災害時協力要請承諾・不承諾書」(様式第4号)により町長に回答するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等により協力の要請及びその諾否の確認を行うことができるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協力の要請に必要な事項

(協力の実施等)

第9条 災害時協力事業所は、災害時において町長からの要請に基づき、第7条各号に掲げる事項につき、災害時協力事業所本来の業務に支障とならない範囲内で協力するものとする。

2 前項の規定により災害時協力事業所が行う協力活動(以下「災害時協力活動」という。)の期間は、災害時協力事業所本来の業務に支障とならない期間とし、その期間は、町及び災害時協力事業所が協議して定める。

(経費負担)

第10条 第7条の規定による協力事項の実施に要した費用は、当該活動を実施した災害時協力事業所が負担するものとする。ただし、第8条に規定する町長の要請による協力活動の費用については、芦北町と災害時協力事業所で協議し、芦北町が負担することが適当であると認められる場合に限り、これを負担するものとする。

(実施報告)

第11条 災害時協力事業所は、災害時協力活動を完了したときは、「災害時協力活動実施報告

書」(様式第5号)により、町長に報告するものとする。

(登録の抹消)

第12条 町長は、災害時協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力事業所の登録を抹消するものとする。

(1) 廃業又は休止したとき。

(2) 町外に移転したとき。

(3) 事業所を第三者に譲渡又は売買した後、引き続き災害時に協力活動を行う意思が確認できないとき。

(4) 第3条各号のいずれかに反する事由が発生したとき。

(5) 「芦北町災害時協力事業所登録抹消申出書」(様式第6号)及び「芦北町災害時協力事業所登録証」(様式第2号)を町長に提出し、災害時協力事業所の登録の抹消を申し出たとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、災害時協力事業所を登録しておくことが適当でないと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、災害時協力事業所の登録を抹消したときは、速やかに「芦北町災害時協力事業所登録抹消通知書」(様式第7号)により通知するものとする。

(防災訓練等)

第13条 災害時協力事業所は、本町又は地域の団体等が実施する防災訓練等に可能な限り協力するように努めるものとする。

(庶務)

第14条 芦北町災害時協力事業所登録制度に関する庶務は、総務課危機管理防災室が行う。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

芦北町災害時協力事業所登録・変更申請書

年 月 日

芦北町長 様

所在地
届出者 名称
代表者

芦北町災害時協力事業所登録制度実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり登録・変更を申請します。

記

ふりがな 事業所等名称			行政区	
所在地等 〒 芦北町大字				
電話番号	FAX番号			
E-mail	URL			
代表者職氏名	職名	ふりがな 氏 名		
担当部署名	部署名	ふりがな 担当者名		
協力要請 連絡先	ふりがな 第1位：氏名		電話番号	
	ふりがな 第2位：氏名		電話番号	
	ふりがな 第3位：氏名		電話番号	
従業員数	人			
業 種	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 卸売・小売業 ☐ サービス業 ☐ 飲食・宿泊業 ☐ 不動産業 ☐ 金融・保険業 ☐ 運輸業 ☐ 情報通信業 ☐ 農林業 ☐ その他（ ）			
協力業務	☐ 一時避難場所等の提供 ☐ 資機材の提供 ☐ 物資の提供 ☐ その他防災上必要な協力（詳細については、別添「協力業務の詳細」に記載）			

芦北町災害時協力事業所登録制度実施要綱第3条第1号及び第2号の確認のため、本事業所の町税等の納付状況や暴力団員でないことの確認調査について同意します。代表者名 _____

様式第2号（第4条関係）

登録番号 第 号



芦北町災害時協力事業所
登 録 証

様

芦北町災害時協力事業所登録制度実施要綱第4条に規定する災害時協力事業所として登録したことを証します。

登録年月日 年 月 日

芦北町長

様式第3号（第8条関係）

災害時協力要請書

年 月 日

様

芦北町長

芦北町災害時協力事業所登録制度実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 す る 理 由	
協 力 内 容	
必 要 と す る 場 所	芦北町大字 ※添付地図参照
協 力 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第4号（第8条関係）

災害時協力要請 承諾・不承諾書

年 月 日

芦北町長 様

所在地
名 称
代表者

年 月 日付けで協力要請のありましたことについては、下記のとおりです。

記

担 当 者 名	
諾 否	☐ 承諾 ☐ 不承諾
協 力 活 動 実 施 予 定 者 の 氏 名 等	
協 力 内 容	

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

災害時協力活動実施報告書

年 月 日

芦北町長 様

所在地
報告者 名 称
代表者

芦北町災害時協力事業所登録制度実施要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力活動を実施 した者の氏名等	
協 力 内 容	
実 施 場 所	芦北町大字
実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

芦北町災害時協力事業所登録抹消申出書

年 月 日

芦北町長 様

所在地
届出者 名 称
代表者

芦北町災害時協力事業所登録制度実施要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり災害時協力事業所の登録を抹消したいので申出します。

記

ふ り が な 事 業 所 等 名 称	
所 在 地	芦北町大字
電 話 番 号	
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
抹 消 の 理 由	
抹消の予定年月日	年 月 日

※添付書類 芦北町災害時協力事業所登録証 様式第 2 号（第 4 条関係）

【危機管理防災室記入欄】

受付欄	申出年月日 年 月 日 登録抹消年月日 年 月 日	備考
-----	--	----

様式第7号（第12条関係）

芦北町災害時協力事業所登録抹消通知書

第 号
年 月 日

事業所等名称
代表者氏名

芦北町長

年 月 日付け登録番号第 号で登録した芦北町災害時協力事業
所については、下記のとおり登録を抹消しました。

記

- 1 登録を抹消した年月日
年 月 日
- 2 登録を抹消した理由

第9節 災害時要配慮者利用施設一覧

(※ ○は避難確保計画作成対象施設)

区 分	施設区分	施 設 名	住 所	水防法		津波地域法	土砂法
				洪水	高潮	津波	土砂
医療提供施設	病 院	井上病院	芦北町佐敷280-1	○			
		溝部病院	芦北町湯浦403-1	○			
		井上医院	芦北町佐敷167	○			
		篠原医院	芦北町佐敷370-1	○			
		宮島医院	芦北町佐敷348-1	○			○
		松本医院	芦北町花岡1666-4	○	○		
		竹本医院	芦北町湯浦218-3	○			
		芦北クリニック	芦北町湯浦417-1	○			
		芦北整形外科医院	芦北町芦北2610-8	○	○	○	
		芦北とりかい眼科	芦北町芦北2413-1	○	○		
		七浦てらさきクリニック	芦北町芦北2090	○	○		
		くまもと中医クリニック	芦北町芦北2331-2	○	○		
		百崎内科医院	芦北町田浦806	○	○		
	歯科診療所	さしき宮島歯科医院	芦北町花岡1660	○	○		
		井上歯科医院	芦北町花岡1846-8	○			
		あいりす歯科医院	芦北町道川内6-9	○			
		野村歯科医院	芦北町小田浦1348-5	○	○		
		藤崎歯科医院	芦北町田浦646-1				
	医療型障害児入所施設	くまもと芦北療育医療センター	芦北町芦北2813				○
		指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス事務所	道川内6-13	○			
児童福祉施設	保 育 園	淳光育児園	芦北町花岡309-40	○			
		吉尾保育園	芦北町吉尾197	○			
		あしきた・まちのこども園	芦北町芦北2039	○	○		
		計石保育園	芦北町計石2962-1		○		○
		湯浦保育園	芦北町湯浦201	○			
		大野保育園	芦北町天月1215-3				
		田浦保育園	芦北町田浦町698	○	○		
		認定こども園すくすく	芦北町芦北2226-2	○	○	○	
		くまもと芦北療育医療センター事業所内保育園	芦北町芦北2813				○

区 分	施設区分	施 設 名	住 所	水防法		津波地域法	土砂法
				洪水	高潮	津波	土砂
児童福祉施設	児童厚生施設	芦北児童館	芦北町佐敷111-1	○			
	〃	湯浦児童館	芦北町湯浦188-1	○			
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	きずなの里デイサービスセンター	芦北町湯浦1439-1	○			○
	〃	指定通所介護事業所であいクラブ	芦北町芦北2324-1	○	○	○	
	〃	田の浦荘	芦北町田浦町870-1				
	〃	八幡荘デイサービスセンター	芦北町田浦町664		○		
	〃	美里デイサービスセンター	芦北町天月1337-1	○			○
	〃	吉尾デイサービスセンター	芦北町吉尾197	○			
	〃	通所リハビリテーション どんぐりの家	芦北町田浦806	○	○		
	〃	芦北クリニック 通所リハビリテーションさくら	芦北町湯浦417-1	○			
	〃	芦北整形外科通所リハビリテーション	芦北町芦北2610-8	○	○	○	
	〃	篠原医院通所リハビリテーション	芦北町佐敷370-1	○			
	養護老人ホーム	有隣	芦北町芦北2855	○			○
	短期入所	ショートステイなんてん	芦北町花岡1846-3	○			
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム五松園	芦北町花岡1118	○			○
	〃	特別養護老人ホーム田の浦荘	芦北町田浦町870-1				
	有料老人ホーム	ゆうあいの家	芦北町芦北2324-1	○	○	○	
	〃	美里	芦北町白木1307				○
	グループホーム	グループホームあしきた	芦北町芦北2015-6	○	○		
	〃	グループホームむつみ荘	芦北町佐敷371-6	○			
	〃	紫おん福祉の家	芦北町鶴木山1288-5				
	〃	グループホームつわぶき	芦北町湯浦1505-1				○
	〃	グループホームつわぶきⅡ	芦北町湯浦1505-1				○
	〃	グループホームたのうらそう	芦北町田浦町822-3				○
	〃	グループホーム慈愛	芦北町天月1345	○			○
	〃	グループホーム慈愛Ⅱ	芦北町天月1345	○			○
	〃	グループホーム千花	芦北町芦北2592-1	○	○	○	
	老人保健施設	介護老人保健施設 新清苑	芦北町芦北2727-1	○	○	○	

区 分	施設区分	施 設 名	住 所	水防法		津波地域法	土砂法
				洪水	高潮		
老人福祉施設	生活支援ハウス	高齢者生活福祉センター 八幡荘	芦北町田浦町664		○		
	〃	高齢者生活支援ハウス みどりの里	芦北町芦北2324-1	○			
障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設 石蔭の里	芦北町湯浦1505-1				○
	〃	障害者支援施設 みつば学園	芦北町花岡1539				○
	療養介護事業所	くまもと芦北療育医療センター	芦北町芦北2813				○
	グループホーム	グループホーム虹	芦北町道川内2-4	○			
	〃	さくら	芦北町芦北2609-2	○	○		
	〃	つわぶきの家	芦北町湯浦1506-9				○
	〃	ばらん家 芦北	芦北町佐敷371- 4	○			
教育施設	特別支援学校	熊本県立芦北支援学校	芦北町芦北2829-8				○
	〃	熊本県立芦北支援学校高等部 佐敷分教室	芦北町乙千屋20-2	○			○
	小学校	芦北町立佐敷小学校	芦北町道川内31	○			○
	〃	芦北町立大野小学校	芦北町市野瀬1119				○
	〃	芦北町立湯浦小学校	芦北町湯浦1396				○
	〃	芦北町立内野小学校	芦北町大川内602	○			○
	〃	芦北町立田浦小学校	芦北町田浦840	○	○		
	中学校	芦北町立佐敷中学校	芦北町花岡496-2	○			○
	〃	芦北町立湯浦中学校	芦北町湯浦369				○
	〃	芦北町立田浦中学校	芦北町田浦760	○			
	高等学校	熊本県立芦北高等学校	芦北町乙千屋20-2	○			○
その他	救護施設	救護施設 野坂の浦荘	芦北町田浦町358-2				

第10節 災害関係機関非常連絡先

種別	機関名称	郵便番号	所在地	電話番号
国の機関	熊本地方気象台	860-0047	熊本市西区春日2丁目10番1号	096-324-3283
国の機関	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 熊本河川国道事務所八代維持出張所 八代河川国道事務所	861-8029 866-0074 866-0831	熊本市東区西原1丁目12-1 八代市平山新町4918 八代市萩原町1丁目708-2	096-382-1111 0965-32-4271 0965-32-4135
国の機関	九州農政局消費・安全部地域第三課	866-0896	八代市日置町171-1	0965-62-8203
国の機関	九州森林管理局 熊本南部森林管理署	868-0057	人吉市西間上町2607-1	0966-23-3311
国の機関	熊本労働局 八代労働基準監督署	866-0852	八代市大手町2丁目3-11	0965-32-3151
国の機関	海上保安庁第十管区海上保安本部 八代海上保安署	890-8510 866-0033	鹿児島市東郡元町4番1号 八代市港町139	099-250-9800 0965-37-1477
国の機関	陸上自衛隊西部方面特科連隊第1大隊	861-8064	熊本市北区八景水谷2丁目17-1	096-343-3141
県の機関	熊本県知事公室危機管理防災課	862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18-1	096-333-2115
県の機関	熊本県県南広域本部芦北地域振興局 総務部総務振興課 土木部維持管理課	869-5461	芦北町大字芦北2670	0966-82-3111 0966-82-2522 0966-82-2556
県の機関	水俣保健所	867-0061	水俣市八幡町2丁目2-13	0966-63-4104
県の機関	熊本県警察本部 芦北警察署	862-8610 869-5461	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 芦北町大字芦北2784-4	096-381-0110 0966-82-3110
県の機関	市房ダム管理事務所	868-0701	球磨郡水上村大字岩野3-6	0966-44-0304
市町村	水俣市(総合政策部危機管理防災課)	867-8555	水俣市陣内一丁目1番1号	0966-61-1604
市町村	津奈木町	869-5692	津奈木町大字小津奈木2123番地	0966-78-3111
その他 公共機関	水俣芦北広域行政事務組合消防本部 芦北消防署	867-0003 869-5461	水俣市ひばりヶ丘3番12号 芦北町大字芦北2754	0966-63-1191 0966-82-4731
防災委員	九州電力送配電(株)八代配電事業所	866-0864	八代市塩屋町4-38	0120-986-606
防災委員	西日本電信電話(株)熊本支店	862-0976	熊本市中央区九品寺1-2-11 NTT新九品寺ビル2F	096-272-9215
防災委員	日本郵便株式会社芦北郵便局	869-5499	芦北町大字佐敷255-1	0966-82-2042
防災委員	一般社団法人 水俣市芦北郡医師会	869-5441	芦北町大字佐敷167	0966-82-5865

種別	機関名称	郵便番号	所在地	電話番号
防災委員	芦北町建設業組合	869-5461	芦北町大字芦北 2788	0966-82-2006
防災委員	芦北アマチュア無線クラブ	869-5433	芦北町大字八幡 158	0966-82-2144
防災委員	熊本県水難救済会芦北救難所	869-5453	芦北町大字湯浦 190 番地 1	0966-82-4469
防災委員	芦北町社会福祉協議会	869-5563	芦北町大字湯浦 1439 番地 1	0966-86-0294
交通関係	肥薩おれんじ鉄道株式会社	866-0831	八代市萩原町 1 丁目 1-1	0965-32-5678
交通関係	肥薩おれんじ鉄道佐敷駅	869-5441	芦北町大字花岡 1653 番地 4	0966-61-3100
医療関係	日本赤十字社熊本支部	862-0939	熊本市東区長嶺南 2-1-1	096-384-2111
協 定	(社)熊本県産業廃棄物協会 南部支部	869-5571	芦北町大字豊岡 222-3	0966-86-1980
協 定	サントリー・バレッジ・サービス(株)九州営業本部	860-0806	熊本市中央区花畑町 4 番 7 号	096-355-4511
協 定	水俣芦北電気工事業協同組合芦北支部	869-5433	芦北町大字八幡 158	0966-82-2144
協 定	社会福祉法人 栄和福祉会	869-5305	芦北町大字田浦町 870-1	0966-87-0810
協 定	社会福祉法人 慈友会	869-5442	芦北町大字花岡 1118	0966-82-4274
協 定	社会福祉法人 光輪会	869-5563	芦北町大字湯浦 1505-1	0966-86-0515
協 定	社会福祉法人 志友会	869-5461	芦北町大字芦北 2813	0966-82-2431
協 定	社会福祉法人 芦北福祉会	869-5442	芦北町大字芦花岡 1539	0966-82-5472
協 定	あしきた農業協同組合	869-5441	芦北町大字佐敷 424	0966-82-2515
協 定	NPO 法人コメリ災害対策センター	950-1492	新潟県新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
協 定	(株)マルショク	870-0037	大分県大分市東春日町 13-11	097-537-1010
協 定	湯浦ショッピングセンター	869-5563	芦北町大字湯浦 279-4	0966-86-0056
協 定	総合食品ヒラキ	869-5442	芦北町大字花岡 1677-47	0966-82-3480
協 定	太陽電気(株)芦北営業所	869-5563	芦北町大字湯浦 408-3	0966-86-0033
協 定	公益社団法人 熊本県トラック協会	862-0901	熊本市東区東町 4 丁目 6-2	096-369-3968
協 定	株式会社ナフコ	802-0006	北九州市小倉北区魚町 2-6-10	093-521-5155
協 定	ヤフー株式会社	102-8282	東京都千代田区紀尾井町 1-3	03-6898 5312
協 定	大塚ウエルネスベンディング(株)西日本支店	812-0023	福岡県福岡市博多区奈良屋町 13-13 2F	0120-925-405

第11節 災害時における協定の状況

本町における災害時の協定状況は次のとおりである。

期 日	協定内容	相手方
H18.11. 7	緊急時対応型飲料水自動販売機の設置に関する協定	サントリービバレッジサービス(株)九州営業本部
H19. 5.23	大規模災害時の支援活動に関する協定	芦北町建設業組合
H20. 5.20	災害時の応急復旧活動に関する協定	芦北町管工事組合
H20. 9. 1	災害時における電気設備の応急復旧活動に関する協定	水俣芦北電気工事業協同組合芦北支部
H22. 2.25	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 栄和福祉会 社会福祉法人 慈友会 社会福祉法人 光輪会 社会福祉法人 志友会 社会福祉法人 芦北福祉会
H22. 2.25	災害時における物資の供給協力に関する協定	あしきた農業協同組合 NPO 法人コメリ災害対策センター (株)マルショク 湯浦ショッピングセンター 綜合食品ヒラキ
H22.10. 1	災害時における廃棄物処理等の支援活動に関する協定	一般社団法人 熊本県産業資源循環協会
H23. 6.23	芦北町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局
H24. 3.27	災害時における「芦北警察署臨時移転」に関する協定	芦北警察署
H25. 1.11	「道の駅」たのうら防災機能利用に関する基本協定	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
H25. 9	3市町社会福祉協議会災害時相互応援協定	社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会 社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会 社会福祉法人 津奈木町社会福祉協議会
H26. 2.18	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定	公益社団法人 熊本県トラック協会
H26.11.25	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 九州第二エリア統括部
H27. 4. 1	熊本県消防相互応援協定 九州自動車道等における消防相互応援協定	県内市町村長、各広域消防本部

期 日	協定内容	相手方
H28. 2.12	災害発生時における相互協力に関する協定書	芦北郵便局長
H30.11.13	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 熊本支店
H31.1.31	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社ナフコ
R 元.10.25	芦北町地区災害復旧に関する協定	九州電力株式会社 八代配電事業所
R2.6.25	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
R3.6.18	緊急時開放備蓄型自販機に関する覚書	大塚ウエルネスベンディング(株)西日本支店

第12節 地区防災計画

芦北町地域防災計画に次の地区防災計画を定める。

	計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
1	田川地区防災計画	田川区自主防災会	田川区	令和4年5月
2	花岡東地区防災計画	花岡東地区自主防災会	花岡東区	令和4年5月
3	乙千屋地区防災計画	乙千屋区自主防災会	乙千屋区	令和5年4月
4	桑原地区防災計画	桑原地区自主防災会	桑原区	令和5年4月
5	女島地区防災計画	女島地区自主防災組織	女島西区、福浦区、沖区	令和6年4月
6	内野地区防災計画	内野地区自主防災組織	豊岡区、大川内西区、大川内東区、大川内南区、高岡北区	令和6年4月
7	簸瀬地区防災計画	簸瀬地区自主防災組織	簸瀬区	令和6年4月
8	湯東地区防災計画	湯東地区自主防災組織	湯東区	令和6年4月
9	湯南地区防災計画	湯南地区自主防災組織	湯南区	令和6年4月
10	計石地区防災計画	計石地区自主防災組織	計石西区、計石東区	令和6年4月
11	白石地区防災計画	白石区自主防災会	白石区	令和6年4月
12	市居原地区防災計画	市居原区自主防災会	市居原区	令和6年4月
13	八幡地区防災計画	八幡区自主防災会	八幡地区	令和6年4月
14	鶴木山地区防災計画	鶴木山区自主防災会	鶴木山区	令和6年4月
15	波多島地区防災計画	波多島地区自主防災会	波多島区	令和6年4月
16	上町地区防災計画	上町地区自主防災会	上町区	令和6年4月
17	小田浦地区防災計画	小田浦地区自主防災会	小田浦5区、小田浦6区、小田浦7区	令和6年4月
18	小田浦4地区防災計画	小田浦4区自主防災会	小田浦4区	令和6年4月

第13節 タイムライン

(1) 球磨川水害タイムライン

令和2年7月豪雨以前から球磨川のタイムラインを運用されていた八代市、人吉市、球磨村の取組を球磨川流域の市町村にも参考にしてもらいたいという趣旨のもと、令和3年度から八代河川国道事務所を中心に取組を進められ、本町も球磨川に係るタイムラインを作成。本町においては、球磨川の流域面積は、町全体の面積からすると一部であり、当該タイムラインに基づいて町全体の災害対応方針を決定するということはないが、球磨川流域の状況把握をし、流域行政区長に避難誘導の連絡等を行う上では、当該タイムラインを参考とする。

